

清掃センター長寿命化総合計画策定業務

仕様書

令和8年4月

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

第1章 総則

1 業務目的

本業務は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）の清掃センターを対象とする長寿命化総合計画策定業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務を実施するに足る高度な技術力を有し、幅広い知識及び高度な専門的能力をもって、課題分析及び解決を的確に行う専門家の支援を受けることにより、本業務を、適性かつ確実に実施することを目的とする。

2 業務概要及び対象施設

- (1) 業務名 清掃センター長寿命化総合計画策定業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (3) 業務範囲 長寿命化総合計画の策定
- (4) 施設名 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター
- (5) 所在地 福井県あわら市笹岡第33号3番地1
- (6) 施設規模 焼却炉：222t/24h（74t/日×3炉） 粗大ごみ処理施設：90t/5h
- (7) 処理方式 焼却炉：全連続燃焼式ストーカ炉 粗大ごみ処理施設：破碎、選別等
- (8) 竣工 平成7年9月、基幹的設備改良工事により平成29年3月竣工

3 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に際し、関係法令・規則・指針・要領等を遵守しなければならない。

4 提出書類及び業務計画

受注者は、次の関係資料を遅滞なく提出しなければならない。また、本業務の作業開始に先立ち、業務実施計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。本業務の作業中に業務実施計画書の変更が必要と認められた場合は、発注者と協議の上、業務実施計画書を変更しなければならない。

- (1) 契約締結後：業務着手届、業務工程表、業務実施計画書
- (2) 業務完了後：業務完了届、成果品、請求書

5 管理技術者等

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、業務に必要な資格、能力と経験を有する管理技術者のほか、照査技術者を適正に配置しなければならない。

受注者は、管理技術者として、衛生工学部門（廃棄物管理関連）の技術士登録後10年以上経過し、

かつ、長寿命化総合計画策定業務の実績を有する技術者を選任しなければならない。

6 業務の履行

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等を用いるとともに、受注者のノウハウを発揮して業務を誠実に履行するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、発注者と受注者との協議の上、受注者の責任において実施するものとする。
- (3) 本業務の履行に際しては、発注者と十分な協議、調整を行い、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

7 打合せ協議

打合せ、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。本業務についての打合せ及び協議事項は全て議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

8 関係部局との協議

環境省及び福井県担当部局等との協議を必要とするとき、又は発注者から協議への同行を求められたとき、受注者は、誠意をもってこれにあたり、必要に応じ、関係部局との協議に同席し、発注者を支援するものとする。

9 検査及び完了

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。なお、業務完了後においても、成果品の不備、誤り等が発見された場合は、受注者の負担において速やかに訂正の上、再提出し検査を受けるものとする。

10 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の双方で協議し定めるものとする。

11 秘密及び中立性の保持

受注者は、本業務の実施に関して知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

12 貸与品

- (1) 本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査検討は原則として受注者が行うが、現在発注者が所有し業務に利用でき得る資料は、これを貸与する。
- (2) 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、受領書または借用書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、資料の貸与を受けたときは、業務完了と同時に当該資料を返却しなければならない。

第2章 特記事項

1 業務内容

長寿命化総合計画の策定にあたっては、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」(ごみ焼却施設偏)(令和3年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)、「廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル ごみ処理施設 し尿処理施設」(平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に準拠するものとする。

2 施設の概要と維持補修履歴の整理

施設の概要、施設における前回の基幹改良工事から現在に至るまでの維持補修履歴を整理し、長寿命化総合計画の作成・見直し等に利用できるようにする。

1) 施設の概要

長寿命化総合計画を策定するに当たり基礎資料とするため、施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者名、処理方式、処理工程等を整理する。

2) 維持補修履歴の整理

長寿命化総合計画の基礎情報として、補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理する。

3 施設保全計画の作成・運用

1) 主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器について、重要性を勘案しつつ、長寿命化総合計画を立案する際に計画の対象となる重要性の高い設備・機器のリストを作成する。

2) 各設備・機器の保全方式の選定

各主要設備・機器に対し、重要性等を踏まえて適切な保全方式を選定する。

3) 機能診断手法の検討

劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査項目は、設備・機器ごとに採用する診断手法の種類、測定項目、実施頻度等を定め、機器別管理基準にとりまとめる。

4) 機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、

保全方式、管理基準を作成する。

5) 施設保全計画の運用

施設保全計画の運用に適した様式を作成する。

6) 健全度、劣化の予測、整備スケジュールの検討

機能診断調査や各種点検結果において得られた最新の設備・機器の状態をもとに、各設備・機器の健全度の評価、劣化の予測、整備スケジュールの検討を行う。

4 延命化計画の策定

1) 延命化の目標

将来計画および施設の稼働状況等を踏まえ、中長期的なライフサイクルコストの低減を目的として、施設延命化の目標期間を15年に設定する。

また、延命化に向け目標とする性能水準、改良が必要となる設備機器等についても抽出し、延命化への対応策の検討に向けた条件、検討課題や留意点を整理する。

2) 延命化への対応

延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲等をもとに、延命化工事の効率かつ効果的な実施時期の検討を行う。

3) 延命化の効果及びまとめ

「延命化を行う場合」と、延命化対策を実施しないで「施設を更新する場合」との比較・評価を行い、延命化の効果についてまとめる。

4) 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果

延命化対策に合わせて、二酸化炭素削減対策を実施する場合（対策後）と、延命化対策前のそれぞれの二酸化炭素排出量を算出し、延命化対策実施による二酸化炭素排出量削減効果を算出する。

5) 延命化計画まとめ

延命化工事の実施に向け、延命化計画の内容についてまとめる。

5 成果品

本業務の成果品と提出部数は次のとおり。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 長寿命化総合計画 | 10部 |
| 2) その他指示するもの（電子データ等） | 一式 |